

2 基本的考え方、方向性

○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号	○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 改正 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号	○阪南市自治基本条例 平成 21 年 6 月 5 日条例第 21 号	○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号	○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号	○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日条例第 12 号
第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市（以下「市」といいます。）の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。 (定義) 第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。 (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。 (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。 (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動する	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。 (定義) 第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。 (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。 (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。 (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよい	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、明石市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、もって「明石の自治」の実現を目指すことを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう。 (2) 事業者等 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。 (3) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。 (4) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。 (5) 参画 市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくことをいう。 (6) 協働 市民と市、市民同士が、	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。 (定義) 第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。 (1) 市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。 (2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、N P O 及び事業者をいいます。 (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。 (4) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。 (5) 参加 市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。 (6) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。	(目的) 第 1 条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民と市が協働し、個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会の発展を図ることを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民参加 行政活動に市民の意見が反映され、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。 (2) 協働 市民と市がそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。 (3) 市民意見提出制度 市が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加制度をいう。

(条例の最高規範性等) 第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。	ことをいいます。 第3節 コミュニティの役割 (コミュニティ) 第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくことを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。	まちとするために、協力し行動することをいう。	それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。		
	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。 第2章 基本原則 第1節 基本原則 (基本原則) 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければならない。 (1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。	(最高規範性) 第2条 この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。 第2章 基本理念 第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。 第3章 基本原則	(条例の位置付け等) 第3条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。 2 市は、この条例に定める内容のっとり、政策分野ごとの基本条例の制定や見直しを行い、他の条例、規則等又は政策の体系化を図るものとする。 (自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。 (1) 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。 (2) 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければならない。 2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。 3 市及び議会は、法令を解釈し、運用する場合は、この条例に照らして、適正に判断するよう努めなければならない。 4 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければならない。 第2章 基本理念等 (基本理念) 第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。 (1) 市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。 (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。 (3) 市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければならない。 (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保	(基本理念) 第3条 市民参加は、市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通して、市政に参加し、市民と市が協働して、人間尊重の住みよいまちづくりを目指すことを基本理念として行われるものとする。 2 市民参加は、市民の自主性を尊重するとともに、市民にとって、その機会が平等に保障され

	(2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。 (3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。	(参画及び協働の原則) 第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。(情報共有の原則) 第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。(財政自治の原則) 第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。	(3) 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。	障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。 (5) 市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。 (6) 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。(目指すまちの姿) 第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。 (1) 地域の生態系の保全と景観に配慮したまち (2) 緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち (3) 恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち (4) 市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち (5) 学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち (6) 生涯にわたって学ぶことができるまち (7) 歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち (8) 子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち (9) 健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち (10) 高齢者や障害者が暮らしやすいまち (11) 地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち (12) 男女共同参画社会が形成されたまち (13) 多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち	なければならない。
--	--	---	---	--	------------------